

最終更新日：2011年4月1日
ジャパンインベスト・グループ・ピー・エル・シー
最高経営責任者（CEO）ルパート・イーストウッド
問合せ先：財務部長 津金美紀子 03-6402-7660
<http://www.japaninvest.co.jp>
証券コード：3827

コーポレート・ガバナンスに関する報告書

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社グループのリスクを正確に把握しその発生を未然に防ぎ又は適切に情報を開示することを目指し、当社の付属定款及びその他の内部規程に従い、当社グループの現在の内部統制及び情報開示体制を構築しております。

2. 資本構成

【大株主の状況】（2010年12月31日現在）

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（％）
ルパート・イーストウッド	18,543	22.6%
マーク・バージズ ワトソン	12,733	15.6%
マーク・ブラウン	3,500	4.3%
サイモン・ペラム	2,699	3.3%
ニシハラ サトル	2,229	2.7%
アソル・アドミニストレーション・リミテッド&アソル・ノミニー・リミテッド	2,220	2.7%
キャロライン・ナゲーレ	2,130	2.6%
マイケル・トレース	1,710	2.1%
ロデリック・ルーカス	1,600	2.0%
ジェニファー・ロビンソン	1,600	2.0%

3. 企業属性（2010年12月31日現在）

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ 外国株
決算期	12月
業種	情報・通信業
（連結）従業員数	100人未満
（連結）売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は英国会社法及び当社定款により当社のコーポレート・ガバナンスを構築しておりますが、株主が取締役を選任する権限、配当の決定に関与する権限、又は帳簿の閲覧請求権などにおいて、日本の会社法が株主に与えている権利に比して、当社株主の権利又は監督が弱いことがあります。

また、当社は、英国、米国、日本及び香港にそれぞれ子会社を有し、連結子会社の監督及び統制を行う立場にありますが、当社は英国に本拠を有する外国会社であり、当社経営陣の多くは英国に在住しており、英国以外の子会社の監督及び統制は地理的な事情による一定の制約を伴います。そのため、当該子会社に対するコーポレート・ガバナンスが、国内の在外子会社を有さない会社等に比し、十分に及ばない可能性があります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	委員会設置会社型
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	2名以上12名以下
定款上の取締役の任期	3年
取締役会の議長	最高経営責任者（CEO）
取締役の人数	4名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役会の人数	2名
-----------	----

・ 会社との関係 (1)

氏名	属性	会社との関係 (※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
ジュリー・クラドック	他の会社の出身者	—	—	—	—	—	—	—	—	—
マイケル・トーマス	他の会社の出身者	—	—	—	○	—	—	—	—	—

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

・ 会社との関係 (2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
ジュリー・クラドック	—	アジア地域における投資銀行業務に関する豊富な経験を有しており、当該地域特有の法規制や許認可や、機関投資家の動向なども含めて当社グループの業務について造詣が深いため。 なお、当社社外取締役であるジュリー・クラドックは、当社から受領する取締役報酬及び当社の株式の保有を除いて、当社の経営から独立し、また独立した判断を

		<p>することについて重要な障害となるような当社との取引や関係を一切持っておらず、社外取締役としての独立性は保たれていると判断しております。</p>
マイケル・トーマス	—	<p>英国企業での日本株式のリサーチ及び日本株式ファンドの運用についての豊富な経験を有しており、当社グループの事業内容を熟知しているため。</p> <p>なお、当社社外取締役であるマイケル・トーマスは前職に引き続いてジャパンインベスト・リミテッドの顧客の株式を保有しており、また当該顧客であるファンドのうち1つの社外取締役として経営に参加するなど、当該顧客との間に一定の関係を有しております。しかしながら、当社は、マイケル・トーマスの社外取締役としての立場及び当該顧客による当社グループの収益は僅少であることから、英国の統合規範に照らして、マイケル・トーマスの社外取締役としての独立性は、当該関係によって損なわれるものではないと考えています。この結果、当社から受領する取締役報酬及び当社の株式の保有を除いて、当社の経営から独立し、また独立した判断をすることについて重要な障害となるような当社との取引や関係を一切持っておらず、社外取締役としての独立性は保たれていると判断しております。</p>

・ その他社外取締役の主な活動に関する事項

当社グループにおいて「社外取締役」とは、英国の企業統治に関する統合規範(The Combined Code on Corporate Governance)及び1992年カドバリー・レポート(The Report of the Committee on the Financial Aspects of Corporate Governance)において定められる、当社から受領する取締役報酬及び当社の株式の保有を除いて、当社の経営から独立し、また独立した判断をすることについて重要な障害となるような当社との取引や

関係を一切持っていない取締役を意味します。社外取締役は、当社グループに対して中立した立場から経営・業務執行を担当することにより、社内取締役によるガバナンス機能のモニタリングとその強化を担います。現在、監査委員会と報酬委員会は社外取締役のみで構成されています。

2010年度において、取締役会を12回開催したうち、社外取締役の出席状況は以下のとおりでした。

氏名	取締役会開催数	出席数	出席率
ジュリー・クラドック	12	12	100%
マイケル・トーマス	12	11	91%

【各種委員会】

- ・ 各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	—	1	2	社外取締役
報酬委員会	2	—	—	2	社外取締役
監査委員会	2	—	—	2	社外取締役

【執行役関係】

当社は、執行役制度を採用しておりません。

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

- ・ 監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、年4回外部監査人である BDO エルエルピーから監査及びレビュー結果についての報告を受け、この際に英国、米国、日本、香港の各拠点での会計レビューの結果についての報告も併せて受け、必要とされる改善点などの協議を行い CEO に提案します。また監査委員会は、必要に応じて各拠点の外部アドバイザーとも連絡を取り、法令遵守やその他グループ内でのコーポレート・ガバナンスの問題を協議し、対応策を CEO に提案します。

当社グループの内部監査については、監査委員会に加えて専任の内部監査担当者を任命し、業務レベルでのコンプライアンスやリスク・マネジメントに関わる社内ルールの遵守の監視などを実施しています。内部監査担当者は、少なくとも年2回の包括的な内部監査プログラムをグループ内（英国、米国、日本

及び香港) で実行します。内部監査担当者は、CEO に対しその内部監査結果を報告し改善策やより一層効率的な業務の運営の提言を行うと同時に、監査委員会や外部監査人と適時意見交換を行いながら全社的な内部統制システムの構築に貢献します。

【インセンティブ関係】

<p>取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況</p>	<p>業務執行取締役の報酬は、基本給と業績連動型の賞与により構成されていますが、当連結事業年度においては、当社グループの業績が不振であったことから、両取締役に対し、業績連動型賞与は支給されておられません。</p> <p>当社グループは、取締役及び従業員に対し、ストック・オプション制度及び従業員株式付与制度という2つのインセンティブ制度を用意しています。ストック・オプション制度では、4年にわたり、付与日の株価に対して50%のプレミアムで株式を購入できるオプションを付与しています。また、従業員株式付与制度では、当社普通株式を1株につき1ポンドの払込みにより引受ける権利（以下「新株引受権」といいます。）が付与され、本制度の効力発生日から10年間、当該新株引受権は将来の一定の時点（基準日）において一定の割合ずつ権利行使可能となります。なお、取締役として、ルパート・イーストウッドが従業員株式付与制度によるオプションを保有しています。</p>
----------------------------------	---

- ・ 該当項目に関する補足説明

<p>ストック・オプション制度及び従業員株式付与制度の付与対象者</p>	<p>当社取締役、並びに当社連結子会社の役員及び従業員</p>
--------------------------------------	---------------------------------

- ・ 該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、事業報告書
取締役報酬の開示状況	全取締役の個別の報酬及び総額を開示
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	<p>業務執行取締役の報酬方針及び個々の取締役の報酬体系の設定に係る権限は、報酬委員会に委ねられています。</p> <p>業務執行取締役の報酬は、当社グループの収益構造の一部として組み込まれています。各業務執行取締役は、毎年基本給と業績連動型賞与を受領しています。</p> <p>業務執行取締役は、当社グループの「パートナー」利益分配制度に基づき、四半期ごとに報酬を受領しています。この制度では、営業収益と利益に基づき、四半期ごとに賞与支給総額が決定されます。</p> <p>また、報酬委員会では、各業務執行取締役はポンド換算において同額の報酬を受けることとしています。</p> <p>基本給と業績連動型賞与のいずれの場合でも、報酬総額は実績と給与比較に基づいて見直されます。</p> <p>社外取締役は、四半期ごとに開催される取締役会につき 1,000 ポンドが支給されます。</p>

・ 該当項目に関する補足説明

英国会社法 234B 条により、「上場英国企業」（英国内の主要な株式市場、EU 域内の主要な株式市場、又はニューヨーク証券取引所若しくは NASDAQ に上場している企業のことを指します（詳細な定義については同法 262(1)条に記載））の取締役は、取締役報酬に関するレポートを作成して事業報告書（アニュアル・レポート）の中で開示することを義務付けられています。当社グループは英国会社法上の「上場英国企業」には該当しませんが、企業経営情報についての高い透明性を実現することを目的として、上記取締役報酬の開示方法に基づいて、2010年度アニュアル・レポートに大要下記のとおり記載しています（2010年12月31日現在）。

	給与及び 手数料 (ポンド)	賞与支給額 (ポンド)	現物給付額 (ポンド) (注)	2010年度 合計 (ポンド)	2009年度 合計 (ポンド)
業務執行取締役					
ルパート・イーストウッド	75,125	-	3,604	78,729	99,755
マーク・バーجز・ワトソン	111,700	-	9,162	120,862	112,372
(注2)					
アレスター・ラムジィ (注3)	51,231	5,000	3,448	59,679	63,282
社外取締役					
サー・ジョン・ホワイトヘッド	-	-	-	-	2,000
マイケル・トーマス	9,000			9,000	7,500
ジュリー・クラドック	9,000	-	-	9,000	9,000
合計	256,056	5,000	16,214	277,270	293,909
2009年度合計	251,839	28,864	13,206	293,909	

注1 現物給付は医療保険及び生命保険で構成されています。

注2 マーク・バーجز・ワトソンは、2010年度においては日本及び香港に居住しており、現地通貨にて報酬を受け取っております。そのため、上記においては2010年12月31日現在の外国為替換算レートにてポンドに換算された数値を記載しております。(上記の数値については、便宜上、2010年12月31日現在のファイナンシャル・タイムズ紙記載の外国為替交換レート(終値)、1ポンド=126.98円及び12.17香港ドルで換算された金額であります。)

注3 アレスター・ラムジィは2010年11月15付けで取締役(最高財務責任者(CFO))を退任しました。

【社外取締役のサポート体制】

ジュリー・クラドックが会長を務める当社の取締役会は、2010年度は12回開催され、取締役会の前に業務執行取締役から社外取締役に対し主な戦略上及び営業上の問題について十分な説明及び資料提供を行い、事前の協議をしています。

また社外取締役は、当社の財務状況の正確性を確認したり、当社の資産の保全と不正手段やその他の事故を防止・発見するための相応な措置を講ずる責任を負うことから、必要に応じて監査委員会などを通じて、外部監査人や内部監査人と連絡をとり、情報収集を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、定款に基づき取締役会により経営・業務執行されています。取締役会は、当社グループの全般的な経営を担う者として最高経営責任者（CEO）及び当社の全般的な業務執行の責任を担う最高執行責任者（COO）に当社の業務執行を行う権限を委任しております。なお、2010年11月15日に、当社の最高財務責任者（CFO）が退任し、後任に、当社の財務会計を担う責任者としてグループ・ファイナンス・ディレクターが着任しています。なお、グループ・ファイナンス・ディレクターの役職は、当社取締役会のメンバーに該当しませんが、同ディレクターは同日付で、CEOが兼任していた会社秘書役の後任に着任したことから、同ディレクターは会社秘書役として、当社取締役会に出席しています。

また、当社定款により取締役会は、取締役及びその他の経営幹部によって構成される以下の5つの委員会に、所定の権限、機能及び裁量権を委任することを認められています。取締役会によって設立される委員会は、その委任された権限、機能及び裁量権を行使する際、取締役会が設定した規則を遵守するものとし、またその義務の履行は、常に取締役会によって監視・監督されます。

現状の体制を採用している理由は、下記3.「委員会設置会社形態を採用している理由」記載のとおりです。社外取締役は、当社グループに対して中立した立場から経営・業務執行を担当することにより、社内取締役によるガバナンス機能のモニタリングとその強化を担います。現在、監査委員会と報酬委員会は社外取締役のみで構成されています。

・ 監査委員会

取締役の職務執行の監査、当社グループ全体の内部監査並びにその他のコーポレート・ガバナンス及び内部統制に関する監視・アドバイスを行う権限を有しています。監査委員会の委員は全員社外取締役である必要があります。当社の監査委員会は、現在2名の社外取締役によって構成されています。

監査委員会は、少なくとも年4回会合を行いグループ内の①財務・会計書類及び事業報告書の監査、②内部・外部監査プロセスの監視・評価、③内部統制・リスク・マネジメントに関わる社内ルールの構築、維持及び監視、④取締役による義務の履行の監視、を行いその結果や改善策を取締役会に対して報告・提言します。また取締役会の決定に基づいて、内部・外部監査プロセス全般の執行方針や改善を実行します。

監査委員会は、当社グループのすべての取締役会と委員会及びすべての重要な社内会議に出席することが望まれています。また、監査委員会は当社グループのあらゆる帳簿、計算書類及び契約書を無制限に閲覧することができます。

また内部監査については、監査委員会に加えて専任の内部監査担当者を任命し、業務レベルでのコンプライアンスやリスク・マネジメントに関わる社内ルールの遵守の監視などを実施しています。内部監査担当者は、少なくとも年2回の包括的な内部監査プログラムをグループ内（英国、米国、日本及び香港）で実行します。内部監査担当者は、CEO に対しその内部監査結果を報告し、改善策やより一層効率的な業務の運営の提言を行うと同時に、監査委員会や外部監査人と適時意見交換を行いながら全社的な内部統制システムの構築に貢献します。

外部監査については、当社の定款に従って、当社監査委員会の提案に基づき取締役会が当社の外部監査人を選任しますが、株主総会において当該選任が承認される必要があります。当社の財務諸表及び連結財務諸表は、英国監査基準に従って当該外部監査人により監査されます。当該外部監査人は、かかる財務諸表及び連結財務諸表について監査報告書を作成し株主総会に提出します。

・ 報酬委員会

報酬委員会は、取締役の勤務成績の評価、取締役の報酬内容についての決定、及びオプション制度など全社的な報酬制度について取締役会に提案する権限を有しています。報酬委員会の委員は全員社外取締役である必要があります。報酬委員会は、現在2名の社外取締役によって構成されています。

取締役の報酬は、当社の定款に従い、取締役会によって決定されますが、取締役会は、その権限を取締役会が設置した報酬委員会に委任することができます。

なお、社外取締役の報酬については取締役会で決定され、株主総会において承認を得ることが必要です。

・ 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定し、取締役会に提案する権限を有しています。また、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の構成員を取締役会に提案する権限も有しています。委員の過半数は社外取締役によって構成する必要があります。指名委員会は、現在2名の社外取締役並びにCEOの計3名によって構成されています。

当社の取締役会は、定款に基づき、指名委員会の提案を勘案の上、取締役を任命し、株主総会が当該任命を承認します。

- ・ 執行委員会

さらに、当社取締役会は、各グループ事業単位による日常の事業の運營業務を、業務執行取締役及び上級管理職で構成されている執行委員会へ委ねており、当委員会の会議は毎月開催されています。なお、当委員会の職務及び責任には、(a) 事業単位の財務報告及び営業成績の再検討並びに監視、(b) 取締役会への提案を目的とした事業戦略及び方針の策定が含まれます。また、当委員会は取締役会での決定が必要な他の規制及び事業事項について検討・協議を行い、事業単位での抜本的な見直しの可能性及び経営動向についても、1年を通じて報告及び検討を行います。

- ・ 予算委員会

予算委員会は、当社グループの事業の予算の管理、承認を行う権限を有しています。予算委員会は、取締役会に対して予算計画・実績の管理結果について報告し、当社グループの財務予測見直しなどの助言、提案を行います。当連結会計年度においては、取締役会が当委員会の役割を兼任し、権限を行使しておりましたが、2011年度においては、グループ・ファイナンス・ディレクターのもとで当委員会の会議を開催しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは、株式・証券取引関連の情報を取り扱う事業を主たる事業としているため、常に全従業員と役員が、関連する多様な法令及び規則を遵守することが求められ、今後も予想される業容拡大や各事業拠点での法制度の変化に着実に対応しながら、強固な内部統制・コンプライアンス体制の維持・強化を図る必要があります。その具体的な取り組みとして、2005年度以降、内部管理体制の強化を目的として「社内規程集」の大幅な改定を行うとともに、コーポレート・ガバナンス強化のために監査委員会、報酬委員会、指名委員会、執行委員会及び予算委員会の5委員会を設置しました。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

当社は外国会社であり、当社の株主総会は英国において開催され、英国会社法に従い、当社株式名簿に氏名が記載された登録株主のみが、定時総会において自ら議決権を行使することが認められています。日本における実質株主（当社の株主総会の基準日において株式会社証券保管振替機構（以下「JASDEC」という。）を通じて当社株式を保有する実質所有者に限ります。）は、JASDECに議決権の代理行使を指図し、JASDECが英国において開催される当社株主総会において当該指示に従って議決権を代理行

使うことによって、実質的に議決権を行使することができます。実質株主による議決権の代理行使の方法については、実質株主に対する「議決権代理行使指図書送付のお知らせ」の送付及び当社のウェブサイトでの説明を行うとともに、JASDEC と住友信託銀行株式会社（株式事務代行機関）、又は各幹事証券会社と密接な連絡をとり、実質株主からの質問などに機動的に対応できるような態勢をとっています。

2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	通期・中間決算発表後（2月及び8月（予定））にアナリスト・機関投資家向けの説明会を開催する予定です。
日本の実質株主向けに株主総会説明会を開催	あり	英国における株主総会の当日もしくは翌日に、日本において実質株主向けに当社の業務内容、業績予想、中期計画などの説明を行う予定です。
IR 資料のホームページ掲載	—	http://www.japaninvest.co.jp に IR 情報（日本語）を掲載
IR に関する担当者の設置	—	日本人の IR 担当者を設置
その他	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

当社グループにおいては、株主価値の最大化・企業利益の最大化を目指すだけでなく、グループ全体における法令遵守体制の強化、適切な雇用条件の確保・維持、及び従業員や取引先への適正な対価の支払い等を実施していくことにより、社会・株主を含むステークホルダーから広く評価や信頼を獲得することに十分に配慮した企業経営を行うことに努めています。

例えば、ロンドン・東京・ニューヨーク・香港の4拠点で事業を展開する企業として、性別・年齢・国籍にかかわらず多様な人材を登用し、従業員が働きやすく、個々のモチベーションが高まるような労働環境や制度をつくることによって、それが最終的に優秀な人材を確保し維持することにもつながると考えています。また、従業員のパートナーへの登用を通して、できるだけ多くの従業員の意見や提言が企業経営において反映されるよう組織運営を図っており、これは当社グループ設立以来の基本的な方針であります。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムについての基本的な考え方及び整備状況

当社の取締役会は、当社グループの内部統制システムを維持し、その有効性を検証する責任を負います。これらの責任の一環として、内部監査担当者がCEOにより指名、選任されています。この内部監査担当者は、当社グループの内部の健全性、コーポレート・ガバナンス及び内部統制に関連する問題を検討、評価する責任を負い、最終的に必要な改善策を講ずる責任者となる CEO 及び監査委員会に直接報告を行います。内部監査担当者は、毎年2回以上「内部監査報告書」を作成します。

添付の参考資料「模式図」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、被害を防止し、業務の適切性及び健全性を確保するために以下の方針を掲げて、態勢を整備しています。

1. 当社は、反社会的勢力とは、取引関係も含め、一切の関係を持ちません。
2. 当社は、反社会的勢力への資金提供は行いません。
3. 当社は、反社会的勢力による不当要求を断固として拒絶し、民事・刑事 両面からの法的対応を行います。
4. 不当要求が当社又は当社グループの従業員の不祥事を理由とする場合でもこれを隠蔽するための裏取引等は行いません。
5. 当社は、反社会的勢力排除に係る社会的責任を十分認識し、組織全体として反社会的勢力との関係を遮断するための態勢を整備します。
6. 当社は、平素から外部専門機関との緊密な連携関係を構築し、また反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

特に実施しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンス体制の構築に係る準拠している規則等

当社では、英国上場企業のベスト・プラクティスの基本となる統合規範（The Combined Code on Corporate Governance）を適用し、コーポレート・ガバナンスの

システムを構築しています。特に内部統制に関しては、英国上場企業の内部統制のベスト・プラクティスを示したものとされる、ターンブル・ガイダンス (Turnbull Guidance on Internal Control (Institute of Chartered Accountants in England & Wales)) を適用しています。これは、取締役会が強固なリスク・マネジメントを確立するために適切な内部統制システムを構築し、その一層の効率化を図るための企業経営者向けのガイダンスです。当社ではこのガイダンスの内容を経営システムとコーポレート・ガバナンス・システムに取り入れ、内部統制の構築・維持を行っています。

(2) 当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

1. 情報取扱責任者について

- (1) 当社では、会社情報の適時、適切な開示を行う一環として、当社の各種会社情報の取り扱いに関する権限及び責任を明確に制定しています。

当社においてはグループ・レギュラトリー・リレーションズ・ディレクターが日本における情報開示担当者として東京証券取引所や投資者などに対して適時、適切な開示を担当します。

- (2) 一方で当社グループの各部門の責任者、業務執行取締役及び執行委員会は、常に会社情報の管理責任を認識し、それぞれが監督・関与する部門や事業についての情報をモニター、収集し、また管理します。
- (3) 当社グループの各部門の責任者、業務執行取締役及び経営委員会は、必要に応じて代理人、主幹事証券会社、あるいは他の取締役と適時開示条件について確認を行います。特に、日本国内の法規制に基づく法定開示及び東京証券取引所の適時開示規則等に関する内容については、同ディレクターをとおして当社の代理人から常に最新の情報が提供されます。また、同ディレクターは適時開示基準及びその変更について各部門の責任者に最新の情報を与える責務を負います。

2. 当社の開示方針及び適時開示プロセスについて

- (1) 各部門の責任者、業務執行取締役及び経営委員会が発生事実と思われる情報を入手した場合、それぞれの情報の管理責任者ないしは要請を受けて同ディレクターが速やかに代理人、主幹事証券会社、あるいは他の取締役と適時開示条件について確認を行います。
- (2) その上で直ちに CEO に当該情報が伝達され、CEO は、当該情報が日本国内の法規制に基づく法定開示及び東京証券取引所の定める規則における適時開示基準に該当するか否かを確認します。

- (3) CEOは速やかに取締役会を招集、開催し、開示のタイミングや開示情報の内容について取締役会の承認を得ます。その後、CEOが同ディレクターに対して当該情報開示の指示を行います。
- (4) 同ディレクターは、CEO及びグループ・ファイナンス・ディレクターと共に適時開示の情報内容の確認を行った上で代理人などと協議を行いながら情報開示を実行します。

【参考資料：模式図】

